

第1回 標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会
議事概要

- ・日 時： 平成30年12月27日(木) 13:00～15:00
- ・場 所： 国土交通省3号館低層棟共用会議室2A

<標準内航運送約款について>

- 標準内航運送約款第4条の申告事項は、商法の規定のとおり発送地と到達地と記載しているが、発着港に関する情報等内航向けにアレンジして、記載事項を考えるべきではないか。
- 標準内航運送約款第18条第11項の延着に係る責任について、「運賃等の総額とする」と規定しているが「運賃等の総額を限度とする」に改めるべきではないか。
- 標準内航運送約款第18条第11項だけを見ると、延着した時は、いかなる場合にあってても運賃等の総額までしか払わないというように見えてしまうのではないか。
- 標準内航運送約款第18条第12項などに「損傷等」という文言が使われているが、「等」に延着が含まれているのであれば明確化にするべきではないか。

<標準運送約款について>

- 標準運送約款においては、現状、損傷、滅失及び延着という概念が特段規定されていないが、引き続き、商法の適用と同じと認識。
- 標準運送約款旅客運送の部第5条などに運送人に責任がない遅延を規定しているが、運送人側に明らかな責任がある遅延については、実態上あまりないと認識。
- フェリーについては、日時は保証しておらず、運送申込書や乗車券を購入する際の申込書に気象・海象によって遅延する場合があると明確に記載している。
- 生命や身体に関わる損害に関しては、当然、補償するという整理の上で、普通運賃については、経済的な保証は行っていないという認識。
- 標準運送約款旅客の部第3条第2項(1)エでは「生命又は健康」と、第20条第2項(2)では「生命又は身体」となっているが、整理が必要ではないか。
- 標準運送約款自動車航送の部第7条などで、裸で「禁止行為」と書かれているが、何条に規定する禁止行為など明確にする必要があるのではないか。
- 航空法体系上規定している「安全阻害行為」のように、標準運送約款の旅客の禁止行為の中に「職務の執行を妨げる行為」を定め、明確にする必要があるのではないか。
- 標準運送約款自動車航送の部第4条第2項で自動車を高価品に含むのであれば、(3)ではなくて(2)に入れるべきではないか。

<標準約款について>

- 危険物は商法や消防法等の定義があるが、標準約款の危険品の概要は、それらの危険物よりも広義のものと認識。
- 危険品の通知義務に安全な運送に必要な情報を加えることは非常に大きな傘がかかり、実務上煩雑になるのではないか。

以上